

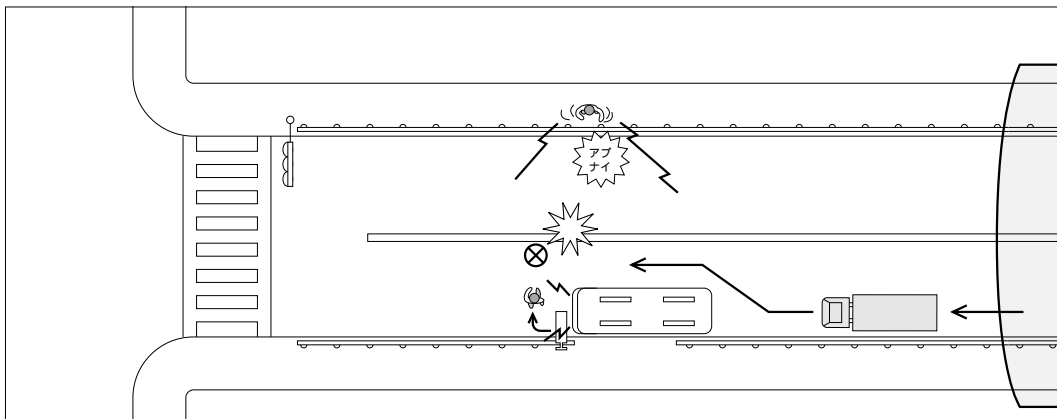
職場における 交通安全指導

Part 60

事故事例に学ぶ

27

バスの陰から横断中の歩行者を撥ねる



事故の概要

発生状況

日時：平成16年12月某日 午前11時40分頃

天候：晴れ

道路状況

片側1車線の市道で、トンネルを出たやや下り勾配のバス停付近

事故の当事者

運転者A（大型トラック）：48歳、男性

被害者B（歩行者）：72歳、男性

被害状況

A：バンパー左前部擦過痕

B：骨盤骨折、大腿骨骨折等（全治11か月）

事故状況

Aは、トラックの運転歴が18年で、その間、現在の会社に継続勤務し、社内では最もベテランの運転者であった。事故歴は、入社後間もない時期に軽微な物損事故を2件起こした後は、長い間無事故で社内では模範の運転者であった。

Aは、本件事故の前々日、高校3年の長女が原付を運転中、転倒事故を起こし左手指2本を剥離骨折したことを気に病み、その日も運転前から、長女の怪我が頭から離れない状態であった。

事故当日は、大型トラックを運転し、横須賀市内から鋼材を積み込み川崎市内の建築現場まで搬送

する途中で、出発後約1km走行し、短いトンネルを通過後事故現場付近に差し掛かった。

トンネルを出てからはやや下り勾配の見通しの良い直線道路で、交通も比較的に閑散としていたが、スピードはやや控えた状態で走行していた。

間もなく進路前方のバス停に乗合バスが停止しているのを認めたが、依然として考えごとで憂鬱な状態が続き、バスの乗降客や周囲に対する目配りや警戒心もなく、ただ空ろな眼差しで前方を見ながら漫然と走行を続けた。

バスはその後右ウインカーを出し、発進の合図をとったが、Aは既に進路を変えながらバスの右側方に達しており、ほどなく通過しようとした際、バスの陰から出てきたBを直前で発見、初めて我に返ったように慌てて急ブレーキを掛けたが間に合わず、Bを前部バンパーで撥ね重傷を負わせたものである。

事故直前の状況を振り返って見ると、バスが停止し、Bを先頭に4～5人が降車したが、Bだけ歩道に上がりそのまま車道を歩き、バスの5～6m前方から横断歩道も無い車道を横断し始めた。これを見たバスの運転者は、「危険」と判断し、2回クラクションを鳴らし警告したが、Bはこれを無視し（後に、「耳が遠く聞こえなかった」と言っている。）横断を続行した。（Bは、バス停から約50m前方、交差点の信号が『赤』で対向車両も無かったことから、安全と判断していた。）

一方、たまたま反対側の歩道を歩いていた主婦が、その危険な状態に気づき、歩道上から大きな声と大きな身振りで、Bを制止しようとしたが反応が無かったことから、更に、後方から進行中のAの車両に向かって、同様に身振り・手振りで訴えたが、Aは何ら気付くことなく進行したという背景がある。

安全指導

体調の管理

運転する際は、体調を整えていないと注意力が散漫になったり、判断力が衰えたりして、思わぬ事故を引き起こすおそれがあり、ドライバーにとって体調管理は、極めて重要です。

Aの場合、長女の怪我のことで一人悩み、運転中もそのことが終始脳裏から離れず、空ろな状態で運転を続けたことが、事故を引き起こす大きな要因となりました。

出発前には、まず心身を安定させ、可能な限り体調をベストの状態に保ち、運転するように心掛けましょう。

プロドライバー(職業運転者)としての自覚

ドライバーは、如何に「気を病む」ことがあったとしても、ひとたびハンドルを握り、車をスタートさせたら、一切の悩みごと・考えごとを払拭し、終始運転に集中する必要があります。

Aの場合、事故に至る一連の状況を振り返って見ますと、プロドライバーとしての自覚に欠けていたように思います。

乗合バスの運転者が、横断歩行中のBに警告を与えるため、クラクションを音高く2回鳴らし、しかも、進路の反対側歩道上から主婦が身を乗り出すように、Bに向かって身振り手振りを交え、大声で危険を訴えている状況を見れば、通常のドライバーならば、当然切迫した危険な状況を読み取ることができたと考えられます。

しかし、Aは事故現場に近接し、これらの危険な状況を十分確認できる地点にいたにもかかわらず、ただ漫然と走行したことは、ドライバーとして著しく注意・警戒心を欠いた運転と言わざるを得ません。

ドライバーは、ひとたび車をスタートさせたら、人の命を奪い、人を傷つける危険を常にはらんで

いることを、片時も忘れてはならないと思います。

「プロ」ドライバーとしての確かな自覚を持って、注意を怠らないように運転しましょう。

状況に応じた適正な速度保持

Aは、事故現場付近までは、やや控え目なスピードで走行していましたが、Bを発見するまでの間、そのままの速度で進行しました。

ところが、その直前の状況は、バス停に停止中の乗合バス乗降客が移動中であったこと、バスの「死角」部分等周囲に対する警戒、しかも、バスは右ウインカーで「発進の合図」を出し、発進直前であったことへの対応等を考えれば、当然、何らかの安全措置を講じることが不可欠な状態でありました。

しかしAは、これらの状況が全く眼中になく漫然と進行したため、バスの乗降客等への注意・警戒を欠いたばかりか、特に、バスが発進の合図をした場合には、その進行を妨げることのないよう、後続車にはバスへの「保護義務」があるため、徐行しながら進行するなど最も注意を集中すべきところ、何ら注意を払わず通過してしまいました。

制限速度を遵守することは勿論ですが、道路や交通、周囲の危険な状況等を十分考慮しながら、適正な速度で走行するよう心掛けましょう。

高齢者の行動に注意

本件事故の場合、高齢者Bの道路横断が事故の一因でもあります。

Bが、直近でのクラクションの音、主婦の必死の声や身振りによる制止に気付かず横断したことは、如何に耳が遠かったとは言え、あまりにも無謀と言わざるを得ません。

Bの家は、道路を渡ったすぐ近くで、通い慣れた「生活圏内」であったことが、無謀な横断に走らせたと推測されます。

高齢者は、運動能力・判断能力の低下は勿論ですが、一面において相手(ドライバー)に注意・警戒を依存し、保護を求める意識が強く、それが危険な行動に向かわせ事故となるケースが多いので、高齢者の歩行者・自転車には特に注意しましょう。

高齢者(65歳以上)の交通事故死者

(平成16年中)

全国の交通事故死者：7,358人

高齢者の交通事故死者：3,046人(41.4%)

高齢者の内歩行中死者：1,491人(48.9%)